

桐生市産婦健康診査事業

桐生市母乳外来助成事業

育児不安の軽減及び産後うつの予防に向けた「産婦健康診査事業」と「母乳外来助成事業」を開始します。

■概 要

産後の母親は、ホルモンバランスの崩れや、出産・育児（特に母乳育児）の疲労により「産後うつ」になる心配があり、産後早期から医師や助産師・保健師が支援することは、とても有意義です。そこで、心のケアを含む産婦の健康状態を確認する「産婦健康診査」と、産後の育児不安に大きな影響を及ぼす母乳育児についての指導を受けやすくする「母乳外来助成事業」を県内他自治体に先駆けて開始します。

■開始月 平成29年6月

<産婦健康診査>

■対象者 市内に住所を有する産後2週間程度の産婦（6月1日以降の出産）

■実施場所 協力医療機関（桐生市内の産院）

ただし、協力医療機関以外でも、桐生市が指定した内容の健康診査であれば可能です。

■内 容

- ・産後の母親の体が順調に回復しているかどうか、確認します。
- ・授乳が十分かどうか、新生児の発育を確認します。
- ・産後うつを判断する質問票で、精神状態を確認します。
- ・医療機関において母親への速やかな支援が必要と判断した場合は、当該医療機関は市へ連絡し、市は支援を開始します。

■費 用 無料

ただし、協力医療機関以外でも、桐生市が指定した内容の健康診査であれば立替払いとします。

■その他 受診票は妊娠届出時に交付します。既に妊娠届出が済んでいる該当者には、受診票を郵送します。

<母乳外来助成>

- 対象者 市内に住所を有する産後3か月以内の産婦
- 内 容 産後3か月以内に産婦が産院等で利用した、乳房マッサージを含む母乳育児指導に対して、1回の母乳外来自己負担分につき1,000円を助成し、5回を上限とします。
ただし、1回の母乳外来自己負担分が1,000円に満たない場合は、その額を助成します。
- 手 順
- ・当事業を利用しようとする産婦は、健康づくり課保健師へ、母乳育児の状況について相談します。
 - ・保健師は、母乳育児の状況を確認した後、申請書を配付します。
 - ・産婦は、産院等で、乳房マッサージを含む母乳育児指導を受けます。
 - ・産婦は、健康づくり課へ上限5回分までをまとめて申請します。
- 相談場所 保健福祉会館内健康づくり課母子保健係
新里町保健文化センター
黒保根町保健センター
- その他 当事業は、妊娠届出時にお知らせします。既に妊娠届出が済んでいる該当者には、当事業のお知らせを郵送します。

問い合わせ

保健福祉部健康づくり課母子保健係

担当 久保

TEL 0277-47-1152 (内線288-106)